

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則新旧対照条文

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（活動内容）</p> <p>第四条 法第百八条の二十九第二項第五号の国家公安委員会規則で定める活動は、次のとおりとする。</p> <p>一 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（同項第二号から第四号までに掲げるものを除く。）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 前各号又は法第百八条の二十九第二項第一号から第四号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動</p>	<p>（活動内容）</p> <p>第四条 法第百八条の二十九第二項第四号の国家公安委員会規則で定める活動は、次のとおりとする。</p> <p>一 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>五 前各号又は法第百八条の二十九第二項第一号から第三号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動</p>

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の116の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>	<p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の115の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第二又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>